

平成 30 年度個別指導における主な指摘事項(歯科)

I. 診療に関する事項

1. 診療録等

〔診療録〕

- (1) 診療録(外来)の様式が定められた様式第一号(二)の1及び2(診療録第1面及び第2面)に準じていないので改めること。
 - ① 労務不能意見、公費負担、歯式(口腔内所見)、部位、一部負担金を記載する欄がない。
- (2) 診療録様式第一号(二)の1(診療録第1面)の記載について、次の例が認められたので改めること。
 - ① 主訴に係る記載がない。
 - ② 開始、終了、転帰に係る記載がない。
 - ③ 傷病名に係る記載が適切でない。
 - ④ 傷病名の病態に係る記載がない、適切でない、又は誤っている。
 - ⑤ 傷病名を適切に整理していない。
- (3) 診療録様式第一号(二)の2(診療録第2面)の記載について、次の例が認められたので改めること。
 - ① 症状、所見、検査結果、部位、治療方針、指導内容、処置内容、補綴物等の使用材料名、装着材料名等の記載がない。
 - ② 部位の記載が適切ではない。
- (4) 診療録の記載方法、記載内容について、次の例が認められたので改めること。
 - ① 診療録の欄外への記載。
 - ② 診療録の行間を空けた記載。
 - ③ 診療録の加筆。
 - ④ 診療行為の手順と異なる記載。
 - ⑤ 鉛筆による記載。
 - ⑥ 服薬中の薬について、確認のうえ診療録に記載すること。
- (5) 診療録等をパソコン等、OA機器により作成した場合は、次の点に留意すること。
 - ① 診療を行った保険医は、必ず診療録等を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。

〔歯科技工指示書〕

- (1) 発行の年月日、設計、患者の氏名、歯科医師の氏名及び保険医療機関の所在地、歯科技工所の所在地について、記載がない例が認められたので改めること。
- (2) 使用材料について、記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 作製の方法、歯科医師の氏名及び保険医療機関の所在地について、記載がない例が認められたので改めること。

2. 基本診療料等

[初診料、再診料]

- (1) 歯科初診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 治療の継続性が認められる診療に対して算定している。
 - ② リコールで受診した患者に対して算定している。
- (2) 基本診療料に係る歯科診療特別対応加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に歯科診療が困難であった患者の状態に係る記載がない。
- (3) 保険外診療（自費診療）と同時に行われている歯科再診料について、誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (4) 歯科初診料、歯科再診料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 保険外診療（自費診療分）について、歯科初診料を誤って算定している。
 - ② 保険外診療（自費診療分）について、歯科再診料を誤って算定している。

3. 医学管理等

- (1) 歯科疾患管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に管理の要点の記載がない。
 - ② 管理計画を作成していない。
 - ③ 診療録における歯科疾患の管理に当たって必要な事項の記載がない。
 - ア 患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）
 - イ 口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態、プラーク及び歯石の付着状況、歯及び歯肉の状態、口腔内の状態の改善状況等）
 - ウ 検査結果等の要点
 - エ 治療方針の概要
 - ク 歯周病に罹患している患者の治療計画等
 - ④ 診療録に説明した内容の要点の記載が画一的であり、実態に即した内容になっていない。
 - ⑤ 治療方針の概要の記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
 - ⑥ 継続的管理を必要としていないものについて管理計画を作成している。
- (2) 歯科衛生実地指導料1について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 提供文書に指導内容、指導の開始及び終了時刻、保険医療機関名、歯科医師の氏名、歯科衛生士の氏名に係る記載がない。
 - ② 提供文書に、あらかじめ複数の歯科衛生士の氏名を印字することなく、実地指導を行った歯科衛生士の署名又は記名押印をする等、責任の所在を明確にすること。
 - ③ 提供文書を歯科衛生士が記載していない。
 - ④ 提供文書にプラークの付着状況に係る記載がない。
 - ⑤ 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載がない。
 - ⑥ 歯科衛生士に対して行った指示内容の要点の診療録への記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。
- (3) 歯科治療時医療管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 歯科治療時における患者の全身状態の変化等を把握するため、患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を経時的に監視し、必要な医療管理を行うべきであるにもかかわらず患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。

(4) 新製有床義歯管理料

- ① 提供文書に指導内容の要点を記載していない。
- ② 提供文書の写しを診療録に添付していない。

4. 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 訪問診療の計画を策定していない。
- ② 診療の都度、診療録に歯科訪問診療に係る患者の状態を記載していない。
- ③ 歯科訪問診療に係る提供文書の写しを保険医療機関に保管していない。

(2) 歯科疾患在宅療養管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 管理計画に全身の状態を記載していない。

(3) (歯科疾患在宅療養管理料) 文書提供加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 提供文書に全身の状態(基礎疾患の有無、服薬状況等)を記載していない。

5. 検査

(1) 電氣的根管長測定検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に検査結果を記載していない。

6. 画像診断

(1) 診断料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、診療録に必要な所見の記載がないものに対して算定している。
- ② 加圧根管充填処置における歯科エックス線撮影について、根充良好でないものを根充良好として診療録へ記載し算定している。

(2) 歯科エックス線撮影等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 歯科パノラマ断層撮影について、初診時に画一的に撮影を行い、診療録に歯科医学的な必要性が記載されていない。
- ② 歯科エックス線撮影について、処置を行った部位が撮影されていない。
- ③ 歯科エックス線撮影について、画像が不鮮明で診断困難である。
- ④ 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について、画像を紛失している。

7. 歯周治療

[診断等]

(1) 診療録に歯周病に係る症状、所見等の記載に乏しく、診断根拠や治療方針が不明確であるので、「歯周病の診断と治療に関する基本的な考え方」を参考とする等、歯科医学的に妥当適切な

歯周治療を行うこと。

- (2) 歯周病検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 1 口腔単位で行っていない歯周基本検査。
 - ② 歯の動揺度検査の検査結果の記載がない歯周基本検査。
 - ③ インプラントを歯数に含めて算定した歯周基本検査。
 - ④ 4 点法による歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無検査、歯の動揺度検査、プラークチャートを用いたプラークの付着状況検査の検査結果の記載がない歯周精密検査。
 - ⑤ 歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無の確認、プラークチャートを用いたプラークの付着状況、プロービング時の出血の有無の検査を実施していない混合歯列期歯周病検査。
- (3) 歯周病検査について、臨床所見、画像診断等を参考にし、妥当適切に行うこと。
- (4) 歯周基本検査について、歯周病に急性症状があるにもかかわらず実施している不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している例が認められたので改めること。
- (6) 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手している例が認められたので改めること。
- (7) 歯周治療と並行し、歯科医学的に不適切な補綴治療を行っている例が認められたので改めること。
- (8) 根面被覆処置を行っていない残根歯について、保存可能な歯は適切に保存処置を行うよう努めること。

〔歯周治療〕

- (1) 歯科医学的にスケーリングの必要性がない不適切な例が認められたので改めること。
- (2) スケーリングから、次の歯周病検査までの間隔が短く、歯科医学的に妥当適切でない例が認められたので改めること。
- (3) 検査結果等から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性がない不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 補綴治療と並行して行っているスケーリング・ルートプレーニング
 - ② 補綴治療後に行っているスケーリング・ルートプレーニング
- (4) 歯周病検査からスケーリング・ルートプレーニングまでの間隔が長く、歯科医学的に不適切な例が認められたので改めること。
- (5) 同一部位に係るスケーリング・ルートプレーニングを重複して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (6) スケーリング・ルートプレーニングを誤って歯周ポケット搔爬で算定している例が認められたので改めること。
- (7) 歯科医学的に妥当適切ではない歯周病検査に基づいて、スケーリング・ルートプレーニングを行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (8) スケーリング・ルートプレーニングを行っていないインプラントに対して同処置を算定している不適切な例が認められたので改めること。

- (9) スケーリング・ルートプレーニング後の歯周病検査を行わないまま、歯冠形成している不適切な例が認められたので改めること。
- (10) 補綴治療と並行して行っているスケーリング・ルートプレーニングが認められたので改めること。
- (11) 診療録に検査結果の記載がないにもかかわらず、スケーリング・ルートプレーニングを行っている不適切な例が認められたので改めること。
- (12) 検査結果等から判断して、歯周ポケット搔爬の必要性がない不適切な例が認められたので改めること。
- (13) 歯周基本治療処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に用いた薬剤名を記載していない。

8. 投薬等

- (1) 歯科医学的に予防的な処方が認められたので改めること。
カロナール錠200、ロキソニン錠60mg
- (2) 投薬適応病名が診療録に記載されずに投薬されている例が認められたので改めること。
ネオステリングリーン0.2%40mL
- (3) 投薬について次の適応外投与が認められたので改めること。
セルベックスカプセル 50mg の投与。(適応：胃潰瘍)

9. リハビリテーション

- (1) 歯科口腔リハビリテーション料1（1 有床義歯の場合）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に義歯に係る調整方法及び調整部位又は指導内容の要点の記載がない。
 - ② 診療録への義歯に係る指導内容等の記載が画一的であり、実態に即した内容となっていない。

10. 処置等

- (1) う蝕処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に算定部位ごとの処置内容等の記載がない。
- (2) う蝕処置について、感染根管処置の前に行われている不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 咬合調整について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 診療録に歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所の記載がない。
 - ② 診療録に鉤歯調整をした内容の記載がないため、歯科医学的に妥当適切な処置か判断できない不適切な例が認められたので改めること
- (4) 感染根管即充処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 歯科医学的に妥当性があるかどうかの確認が処置後に行われていないものに対して算定している。
- (5) 加圧根管充填処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 気密な根管充填を行っていない。
 - ② 歯科用エックス線フィルムが不鮮明であることから、気密な根管充填を行っていることが確認できない。
- (6) 暫間固定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 歯科医学的に判断して必要性のない暫間固定（簡単なもの）
- (7) 口腔内装置 1 について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 義歯床用アクリリック樹脂により製作された装置でない。
- (8) 除去について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 歯根の長さの 3 分の 1 未満のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体について「著しく困難なもの」として算定している。
- (9) 抜歯と同時の歯冠補綴物の除去について、除去の費用を算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (10) 有床義歯床下粘膜調整処置について、歯科医学的に必要性が認められず、妥当適切でない例が認められたので改めること。
- (11) 機械的歯面清掃処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を実施した場合に歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- (12) 床副子調整について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に調整又は修理の方法の記載がない。
- (13) 消炎処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に処置内容の記載がない。

1 1. 手術

- (1) 難抜歯加算について、歯根肥大、骨の癒着歯、歯根湾曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行っていないもの及び行ったことが診療録に記載されていないものに対して算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (2) ヘミセクション（分割抜歯）を行っていないのに誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 歯根嚢胞摘出手術（歯冠大）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 画像診断及び臨床所見から判断して、嚢胞の大きさが歯冠大ではない。
- (4) 歯根端切除手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 手術内容の記載がない。
 - ② 術式から判断して歯科医学的に妥当適切でない。
- (5) 口腔内消炎手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に症状及び手術内容の要点の記載がない。
- (6) 歯周外科手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 診療録に歯周外科手術（歯周ポケット搔爬術）に係る手術内容の要点の記載がない。
- (7) 検査結果等から判断して、歯肉剥離搔爬手術の必要性がない不適切な例が認められたので改めること。

1 2. 麻酔

(1) 伝達麻酔について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 臨床症状等から判断して必要性がないものに対して算定している。

1 3. 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点の記載がない。

(2) 補綴時診断料について、歯科医学的に不適切な設計を行っている例が認められたので、検査結果等を考慮し妥当適切な診断を行うこと。

(3) クラウン・ブリッジ維持管理料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 補綴物ごとに文書による患者への情報提供を行っていない。

(4) 支台築造について、歯科医学的に妥当適切でない例が認められたので改めること。

(5) 歯冠修復について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① インレーの複雑なものを5分の4冠として算定している。

(6) 歯冠修復に係る一連の処置について、保険診療で認められない不適切な例が認められたので改めること。

(7) ブリッジについて、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 支台歯の動揺度等から「ブリッジについての考え方 2007」に即した設計ではなく、ブリッジの給付対象とならないものを算定している。

(8) 有床義歯について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 人工歯料を誤って算定している。
- ② 残根歯に対して根面被覆処置を行わなかった場合に、診療録にその理由の記載がない。

(9) 有床義歯修理について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に修理内容の要点を記載していない。

(10) 有床義歯の床修理について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 診療録に修理内容の要点の記載がない。
- ② 症状、所見及び診療録から見て、歯科医学的に必要性のない有床義歯修理、その修理に係る印象採得及び咬合採得。
- ③ 修理箇所等の記載のない有床義歯修理。

(11) 有床義歯の床修理について、隣接する歯牙の抜歯と同時に行われる修理を複数回に分けて短期間のうちに算定している例が認められたので改めること。

(12) 有床義歯内面適合法について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 症状、所見の記載がなく、診療録から見て歯科医学的に必要性のない有床義歯内面適合法について一連の費用を算定している。

(13) 修理と同時に行われている有床義歯内面適合法について、不適切な例が認められたので改めること。

(14) 有床義歯の仮床試適について、試適結果が診療録に記載されていない不適切な例が認められたので改めること。

(15) スーパーボンドにより連結固定を行っているにもかかわらず、レジン連続冠の装着の費用を算定している不適切な例が認められたので改めること。

II. 請求事務等に関する事項

1. 診療報酬請求

- (1) 診療を担当した歯科医師の確認なく、事務部門等の独断で診療報酬請求明細書を作成している例が認められたので改めること。
- (2) 支払基金等からの返戻・増減点連絡書は内容を十分検討し、以後の診療や保険請求に反映させるなど活用を図ること。
- (3) 生年月日の誤り、被保険者証記号番号、受給者番号等の理由により支払基金等から診療報酬明細書が返戻される例が散見されたので、保険証の毎月確認を励行すること。
- (4) 診療録と診療報酬明細書との間で病名が一致していない不適切な例が認められたので、照合、確認を十分に行うこと。
- (5) 診療報酬明細書の作成を外部委託する場合には、歩合制による契約は不適切であるので改善すること。
- (6) 次の届出事項について変更が認められたので、速やかに関東信越厚生局長に届け出ること。
 - ① 診療時間、診療日、休診日
 - ② 診療科目
 - ③ 保険医の異動
- (7) 院内掲示について、次の事項が認められたので改めること。
 - ① 届出した施設基準に関する事項の掲示がない。
 - ② 届出がない施設基準にもかかわらず掲示されている。
- (8) 保険医療機関である旨の標示がないので、診療所の見やすい箇所に標示するよう改めること。

2. 一部負担金等

- (1) 一部負担金について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 徴収すべき者から徴収していない。
- (2) 一部負担金の徴収が確認できない、不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 一部負担金について、日計表の一部負担金の徴収状況を確認するなどにより適切に管理すること。
- (4) OA機器等により管理していることから、一部負担金の徴収状況を定期的に確認するなどにより適切に管理すること。

3. 保険外診療

- (1) 自院で行った保険外診療において、誤って保険診療として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (2) 保険給付外の歯冠修復物について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ① 大臼歯の5分の4冠（単冠）について、インレー（複雑なもの）として保険診療で算定し

ている。

4. その他

- (1) 個別の費用ごとに区分した明細書を発行していないので改めること。
- (2) 患者の求めがないにもかかわらず、領収証及び明細書を1か月単位でまとめて発行している例が認められたので改めること。